

食品表示基準改正のポイント

平成29年3月29日
消費者庁

現行の原料原産地表示制度の概要

一定の要件を満たす加工食品を対象に国別重量順で表示
(食品表示基準第3条第2項参照)

1 対象原料

- ① 別表第15の1から22までに掲げる加工食品(例:あじの開き)にあつては、製品に占める重量の割合が50%以上である原材料
- ② 別表第15の23から26までに掲げる加工食品(例:農産物漬物)にあつては、産地表示対象の原材料

(注) ①及び②のいずれも輸入品となる加工食品を除く。

2 表示内容

表示対象となる原材料が国産品である場合は「国産である旨」を、輸入品である場合は「原産国名」を表示する。

3 表示方法

- ① 表示する原産地が2以上ある場合には、製品に占める重量の割合の高いものから順に国名を表示する。
- ② 表示する原産地が3以上ある場合には、製品に占める重量の割合の高いものから順に2以上を表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。
- ③ 原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものの特性等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地を表示することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をしなければならない。

現行の原料原産地表示制度の対象品目及び表示例

対象品目(別表第15)

- 1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- 2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- 3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- 4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
- 5 緑茶及び緑茶飲料
- 6 もち
- 7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8 黒糖及び黒糖加工品
- 9 こんにゃく
- 10 調味した食肉
- 11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- 12 表面をあぶった食肉
- 13 フライ種として衣を付けた食肉
- 14 合挽肉その他異種混合した食肉
- 15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
- 16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 17 調味した魚介類及び海藻類
- 18 こんぶ巻
- 19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- 20 表面をあぶった魚介類
- 21 フライ種として衣をつけた魚介類
- 22 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの
- 23 農産物漬物
- 24 野菜冷凍食品
- 25 うなぎ加工品
- 26 かつお削りぶし

表示例

(表示例1)原産地が1か国の場合

名 称 あじの開き 原材料名 あじ(国産)、食塩

(表示例2)原産地が2か国の場合

名 称 あじの開き 原材料名 あじ(韓国、ノルウェー)、食塩

(表示例3)原産地が3か国以上の場合

名 称 あじの開き 原材料名 あじ(韓国、ノルウェー、その他)、食塩

(表示例4)原料に特別な事情がある場合

名 称 塩たらこ 原材料名 すけとうだらの卵巣(アメリカ又はロシア)、××、△△

※ すけとうだらの卵巣の原産地は、当社における平成〇年の取扱い実績の多い順に表示しています。

(農産物漬物の表示例)

名 称 しょうゆ漬け 原材料名 だいこん(国産、中国)、きゅうり(国産)、なす(中国)、れんこん(国産)、しょうが、なた豆、漬け原材料(糖類(砂糖、ぶどう糖果糖液糖)、しょうゆ、食塩・・・)／調味料(アミノ酸液)、酸味料・・・
--

原料原産地表示制度の主な改正点

主な改正点

現行制度

義務表示対象

- 義務表示の対象となる加工食品
22食品群と4品目（輸入品を除く。）
- 義務表示の対象となる原材料
製品に占める重量の割合が50%以上である原材料と個別に定めた4品目の原材料

表示方法

国別重量順表示。
（一部、「又は」表示が可能）。

国別重量順
表示を原則
としつつ、
全ての品目
に拡大

新制度

- 義務表示の対象となる加工食品 [基準第3条第2項]
全ての加工食品（輸入品を除く。）
- 義務表示の対象となる原材料 [基準第3条第2項]
原則として製品に占める重量割合上位1位の原材料
（対象原材料）

※ 22食品群と4品目は現行どおり。[別表第15]

従来の国別重量順表示を原則としつつ、これが困難な場合には、可能性表示や大括り表示を行うことができる。[基準第3条第2項表1の五]

対象原材料が中間加工原材料である場合、原則として、製造地表示を行う。
当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の産地が判明している場合には、製造地に代えて当該原材料の名称と共にその産地を表示することができる。[基準第3条第2項表1の二]

※ 22食品群と4品目は現行どおり。
[基準第3条第2項表1の一及び2から5まで]

原料原産地表示制度の具体的な改正点①(義務表示の対象、対象原材料)

義務表示の対象 基準第3条第2項

国内で製造又は加工された**全ての加工食品**(輸入品以外の全ての加工食品)を義務表示の対象とする。

目的

原料原産地表示を商品選択に利用している消費者は多いことから、全ての加工食品を対象に、原料原産地表示を義務付けることは、消費者の利益に合致。

対象から除くもの

表示を要しないもの

- ・加工食品を設備を設けて飲食させる場合(外食)[基準第1条]
- ・容器包装に入れずに販売する場合[基準第3条]
- ・食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合(インストア加工)[基準第5条]
- ・不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合[基準第5条]
- ・他法令によって表示が義務付けられている場合[基準第3条]
 - 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成21年法律第26号)
 - 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」(昭和28年法律第7号)

表示を省略することができるもの

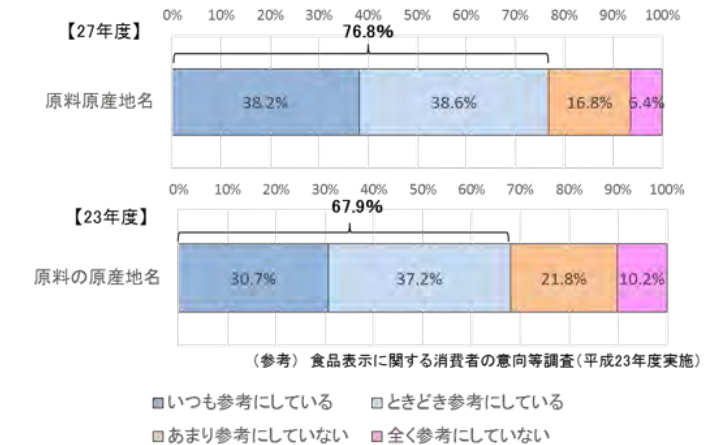
- ・容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合 [基準第3条]

対象原材料 基準第3条第2項

原則として製品に占める**重量割合上位1位の原材料**を義務表示の対象とする。
なお、事業者が自主的に重量割合上位2位以降の原材料についても、原料原産地表示を行うことができる。

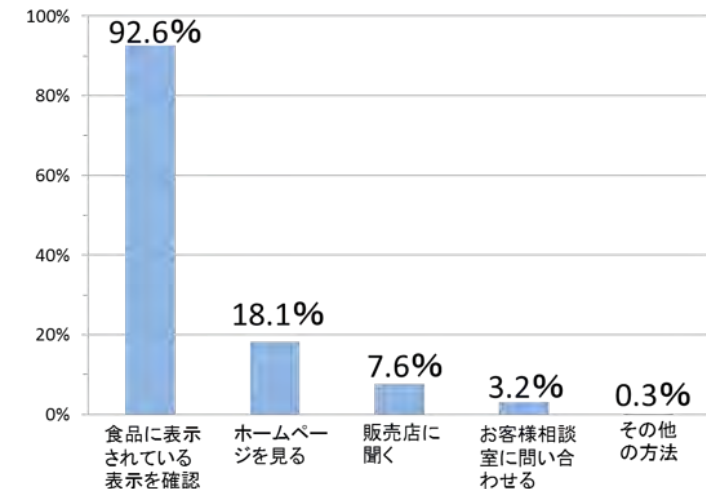
重量割合上位1位の原材料が50%未満の22食品群も原料原産地表示の対象に含む。

加工食品を購入する際、商品選択(買うか買わないかを定める)のためにどの程度参考にしていますか。



第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から
※ 平成28年3月、一般消費者3,000人を対象としたWebアンケート調査を実施。
※ 加工食品を購入する際に、「原料原産地名」について「いつも参考にしている」又は「ときどき参考にしている」を選んだ人は合わせて76.8%を占めている。平成23年度実施の食品表示に関する消費者意向等調査の結果と同様に、消費者の関心は高い。(n=3,000)

産地情報を入手する手段として、どのような方法をとりますか。(複数選択可)



第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から
※ 平成28年3月、一般消費者3,000人を対象としたWebアンケート調査を実施。
※ 産地情報を入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が92.6%で最も多く、次いで「ホームページを見る」が18.1%、「販売店に聞く」が7.6%、「お客様相談室に問い合わせる」が3.2%となった。(n=2,777)

原料原産地表示制度の具体的な改正点②(新たな表示方法、表示例)

新たな表示方法の追加

- ① 対象原材料の産地について、現行の表示方法と同様に、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」を原則とする。〔基準第3条第2項表1の一〕
- ② 対象原材料が加工食品の場合、中間加工原材料の「製造地」を表示する。〔基準第3条第2項表1の二〕
- ③ 原産国が3か国以上ある場合は、現行の表示方法と同様、重量割合の高いものから順に国名を表示し、3か国目以降を「その他」と表示することができる。〔基準第3条第2項表1の四〕
- ④ 「国別重量順表示」が難しい場合には、一定の条件の下で、「可能性表示」や「大括り表示」の表示を認める。〔基準第3条第2項表1の五〕

<新たな表示方法の表示例>

<国別重量順表示>

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
 原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水
 あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン
 酸塩(Na、K)、・・・
 原料原産地名 アメリカ(豚肉)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
 原 材 料 名 豚肉(アメリカ)、豚脂肪、たん白加水分
 解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料
 (アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、・・・

(表示箇所を明示した上で枠外に表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
 原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、
 食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、
 K)、・・・
 原料原産地名 枠外下部に記載

原料豚肉の原産地名
 カナダ、アメリカ、その他

(「その他」を用いた表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
 原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、
 食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、
 K)、・・・
 原料原産地名 カナダ、アメリカ、その他(豚肉)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称 ポークソーセージ(ウインナー)
 原 材 料 名 豚肉(カナダ、アメリカ、その他)、豚脂肪、た
 ん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／
 調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、・・・

原料原産地表示制度の具体的な改正点②（新たな表示方法、表示例）

<可能性表示>

名 称 ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水
あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リ
ン酸塩（Na、K）、…
原料原産地名 アメリカ又はカナダ（豚肉）

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名 称 ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名 豚肉（アメリカ又はカナダ）、豚脂肪、た
ん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛
料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、
K）、…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

<大括り表示＋可能性表示>

名 称 ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水
あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リ
ン酸塩（Na、K）、…
原料原産地名 輸入又は国産（豚肉）

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名 称 ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名 豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加
水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調
味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

<大括り表示>

名 称 ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水
あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リ
ン酸塩（Na、K）、…
原料原産地名 輸入（豚肉）

（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名 称 ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名 豚肉（輸入）、豚脂肪、たん白加水分解物、
還元水あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸
等）、リン酸塩（Na、K）、…

<製造地表示>

名 称 清涼飲料水
原 材 料 名 りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸
味料、ビタミンC
原料原産地名 ドイツ製造（りんご果汁）

（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名 称 清涼飲料水
原 材 料 名 りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖
液糖、果糖／酸味料、ビタミンC

原料原産地表示制度の具体的な改正点③(可能性表示)

新たな表示方法①(可能性表示) 基準第3条第2項表1の五のイ

「可能性表示」とは、産地として使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の使用実績等に基づき表示されるものである。

<認める条件>

一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「可能性表示」を用いることができることとする。根拠書類の保管を条件とすることとする。

<誤認防止>

可能性表示をする場合は、一定期間における使用実績又は使用計画における対象原材料に占める重量の割合(一定期間使用割合)の高いものから順に表示した旨の表示の付記することとする。

<表示例>

<外国の産地を「又は」でつないで表示>

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...
原料原産地名	カナダ又はアメリカ(豚肉)

産地として、使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示

<「その他」を用いた表示>

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(カナダ又はアメリカ又はその他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

原料原産地表示制度の具体的な改正点④(大括り表示)

新たな表示方法②(大括り表示)基準第3条第2項表1の五のロ

「大括り表示」とは、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示する方法である。なお、輸入品と国産を混合して使用する場合には、輸入品と国産との間で、重量割合の高いものから順に表示するものとする。

<認める条件>

一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができることとする。

大括り表示をする場合は、根拠書類の保管を条件とすることとする。

<表示例>

<外国産のみ使用>

名	称	ロースハム
原	材	名 豚ロース肉、糖類（水あめ、砂糖）、食塩／調味料（有機酸等）、増粘多糖類、発色剤（亜硝酸Na）、香辛料
原	料	原産地名 輸入（豚ロース肉）

3以上の外国の産地を「輸入」と括って表示

<国産と外国産を混合して使用>（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名	称	ロースハム
原	材	名 豚ロース肉（国産、輸入）、糖類（水あめ、砂糖）、食塩／調味料（有機酸等）、増粘多糖類、発色剤（亜硝酸Na）、香辛料

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑤（大括り表示＋可能性表示）

新たな表示方法③（大括り表示＋可能性表示）基準第3条第2項表1の五のハ

「大括り表示＋可能性表示」とは、過去の使用実績等に基づき、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法である。

<認める条件>

一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合には、「大括り表示＋可能性表示」を用いることができることとする。根拠書類の保管を条件とすることとする。

<誤認防止>

「大括り表示＋可能性表示」をする場合は、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示を付記することとする。

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	輸入又は国産

3以上の外国の産地を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

※ 小麦の産地は、平成〇年の使用実績順

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示

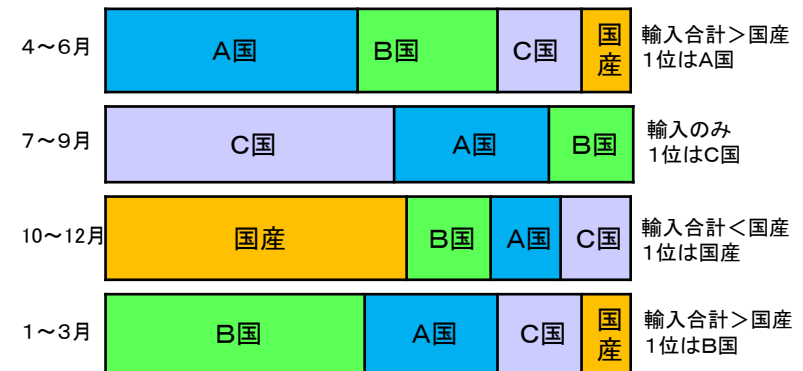
（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名 称	ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名	豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

（大括り表示＋可能性表示が認められる条件例）

対象原材料の国別使用割合の月別実績



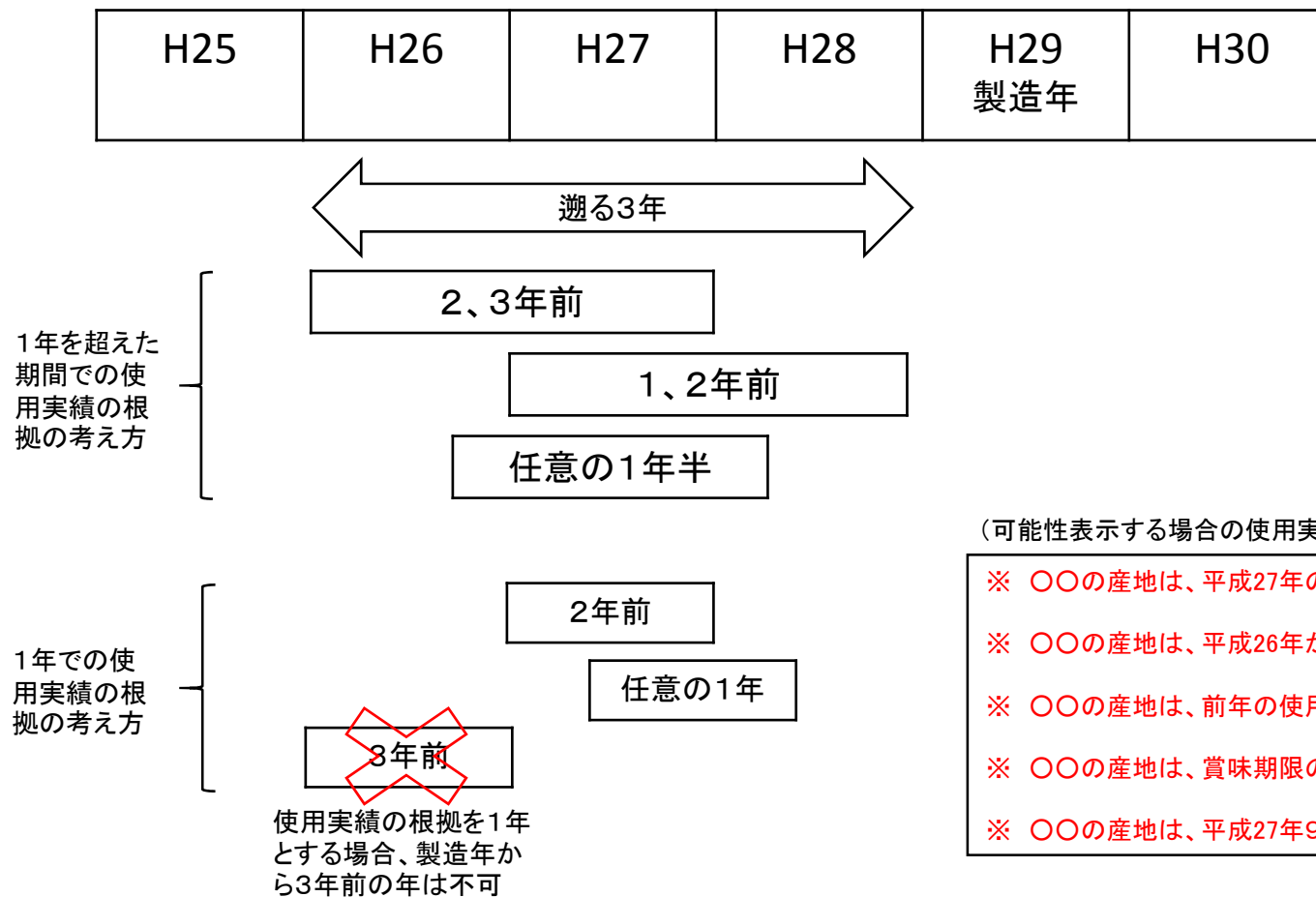
第9回「加工食品原料原産地表示制度検討会」資料1から

(参考)新たな表示方法を認める要件(通知等で規定)

① 過去一定期間における産地別使用実績(可能性表示及び大括り表示関係)

製造年から遡って3年以内の中で1年以上の実績。
ただし、実績の根拠を1年とする場合、製造年から3年前の1年は不可。

(根拠として用いることができる「使用実績」の考え方の例)



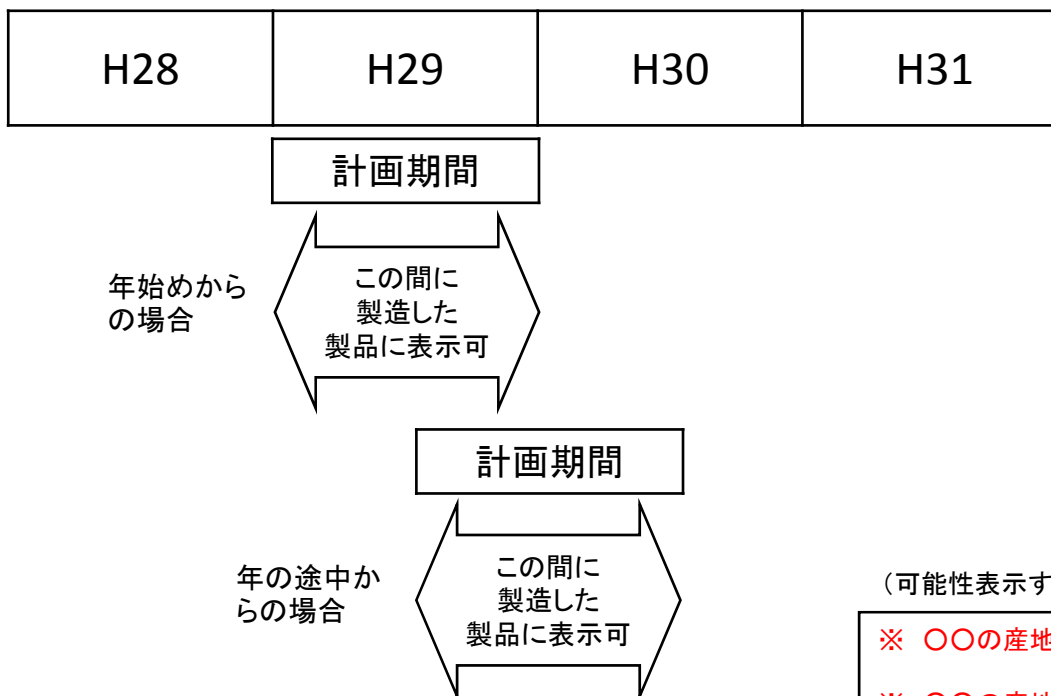
(可能性表示する場合の使用実績に基づく注意書きの例)

- ※ ○○の産地は、平成27年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、平成26年から2年間の使用実績順
- ※ ○○の産地は、前年の使用実績順
- ※ ○○の産地は、賞味期限の○年前の使用実績順
- ※ ○○の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

② 今後一定期間における産地別使用計画(可能性表示及び大括り表示関係)

当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定。

(根拠として用いることができる「使用計画」で表示した例)



(可能性表示する場合の使用計画に基づく注意書きの例)

※ ○○の産地は、平成29年の使用計画の順に基づき表示

※ ○○の産地は、平成29年6月から平成30年5月までの契約栽培から推定した順に基づき表示

③ 重量割合の順位変動等(可能性表示及び大括り表示関係)

過去の実績や合理的な使用計画に基づき、表示をしようとする時を含む1年で重量割合の順位変動や産地切替えが行われる見込みのある場合。

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑥(製造地表示)

新たな表示方法④(製造地表示)[基準第3条第2項表1の二]

対象原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「〇〇製造」と表示することとする。

ただし、中間加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該原材料名と共にその原産地を表示することができることとする。

<表示例>

当該原材料の製造地を表示

<製造地を表示>

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、 ビタミンC
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）

<製造地の可能性表示>

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ製造又は国内製造（りんご果汁）

※ りんご果汁の製造地は、平成〇年の使用実績順

<製造地を表示> (原材料名の次に括弧を付して表示)

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、 果糖／酸味料、ビタミンC

<製造地の大括り表示>

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	外国製造（りんご果汁）

<中間加工原材料の原料の産地を遡って表示>

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、 ビタミンC
原料原産地名	ドイツ（りんご）、ハンガリー（りんご）

当該生鮮原材料名と共にその原産地を表示

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑦(誤認防止策)

対象原材料に占める重量割合が低い原産地の表示(誤認防止策)[基準第3条第2項表1の五]

使用割合が極めて少ない対象原材料の原産地についての誤認を防止するための措置として、一定期間における使用割合が5%未満である対象原材料の原産地について、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨表示する。

<具体例>

通常、国産原料のみで製造しているが、他商品で使用する予定であった輸入原料が余った時のみ、当該商品に輸入原料を少量使用した場合。(一定期間で5%未満)

<表示例>

<国別重量順表示>

名	称	小麦粉
原	材	料 名 小麦
原	料	原産地名 アメリカ、カナダ、国産、オーストラリア

<可能性表示>(取扱実績でみると、国産、オーストラリア産が5%未満の場合)

名	称	小麦粉
原	材	料 名 小麦
原	料	原産地名 アメリカ又はカナダ又は国産(5%未満)又はオーストラリア(5%未満)

※ 小麦の産地順・割合は、平成〇年の使用実績

<大括り表示+可能性表示>

名	称	小麦粉
原	材	料 名 小麦
原	料	原産地名 国産又は輸入(5%未満)

※ 小麦の産地順・割合は、平成〇年の使用実績

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑧(おにぎりのり)

おにぎりのり[基準第3条第2項表6][別表第15の6]

おにぎりのりを別表第15に追加する。

おにぎりによっては、のりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原そうの原産地について国別重量順に表示する。

<表示例>

<おにぎりのりの表示例>

名	称	おにぎり
原 材 料 名	ご飯(米(国産))、鮭、のり、食塩	
原料原産地名	国産(米、のり)	

(原材料名の次に括弧を付して表示した例)

名	称	おにぎり
原 材 料 名	ご飯(米(国産))、鮭、のり(国産)、食塩	

おにぎりの範囲[通知等で規定]

1 個別に原料原産地表示の義務付けがある「おにぎりのり」の「おにぎり」は、コンビニエンスストア等で、「のりが販売時には既に巻かれているもの」や、「食べる前にのりを自ら巻くような形態で売られているもの」など、消費者が一般的におにぎりとして認識するものを対象範囲とします。

2 また、以下のものは対象範囲外とします。

- ① 唐揚げなどの「おかず」と一緒に容器包装に入れたもの。
- ② 酢飯等で具を巻いた巻物で、いわゆるお寿司に該当するもの。

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑨(業務用加工食品)

業務用加工食品[基準第10条第1項第11号]

従前から、最終製品で原料原産地名の表示が義務付けられているものについては、その表示根拠となる情報が消費者向けの表示を行う者に伝達される必要があることから、これら最終製品の原材料となる業務用加工食品にあっては、原料原産地表示対象の一般加工食品の原材料として用いられる場合のみ原料原産地の情報を伝達する義務を課していた。この考え方に変更はなく、改正案においても、最終製品に原料原産地名の表示が義務付けられているものの原材料となる業務用加工食品にのみ、原料原産地の情報を伝達する義務が課されるように規定。

業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示可能。

現行基準

輸入品を除く別表第15に掲げる加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものを含むものに表示義務。

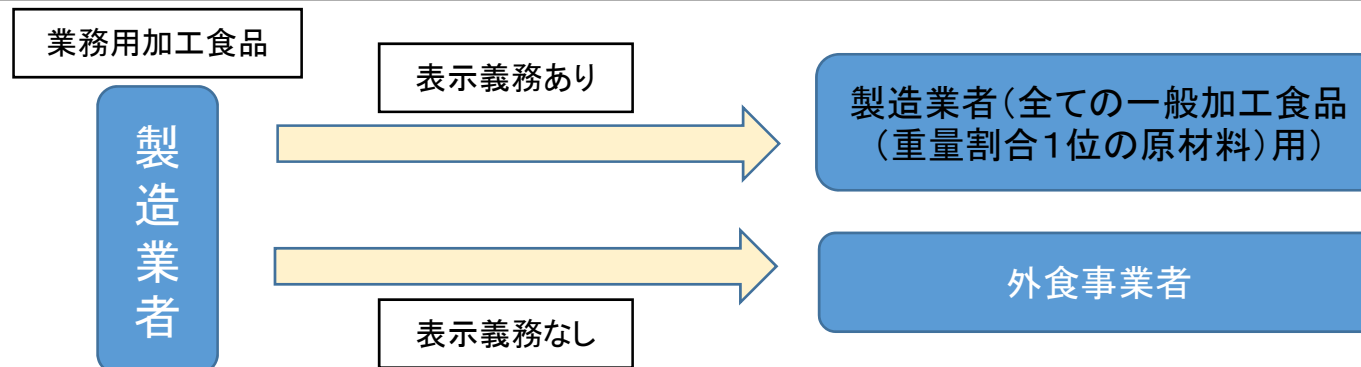
(農産物漬物にあっては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位(内容重量が300g以下のものにあっては、上位3位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、野菜冷凍食品にあっては、原材料及び添加物の重量に占める割合が高い野菜上位3位までのもの、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、うなぎ加工品にあってはうなぎ、かつお削りぶしにあってはかつおのふし。)

対象加工食品:22食品群、農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし

新基準

現行基準に加え、一般加工食品の用に供する業務用加工食品であって、当該一般加工食品の対象原材料となるものに表示義務(一般加工食品の製造業者が、対象原材料の原料の産地を表示する場合に、業務用加工食品の製造業者が当該原料の産地の情報を提供した場合には、この限りではない。)

具体的には、現行基準で表示義務がある加工食品に、おにぎりのり、一般加工食品用の小分け原料となる加工食品などを追加



原料原産地表示制度の具体的な改正点⑩(業務用生鮮食品)

業務用生鮮食品〔基準第24条第3項〕

従前から、原料原産地表示の対象となる加工食品の原材料として用いられる場合のみ原産地の伝達義務があったため、改正案においても、表示義務は最終製品に表示する必要があるものにだけ、原産地の情報を伝達する義務が課されるように規定。

業者間で取引される業務用生鮮食品の義務表示事項を表示する場所は、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等も可能。

現行基準

対象加工食品の用に供する業務用生鮮食品であって、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものに表示義務。

(農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位(内容重量が300g以下のものにあつては、上位3位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、野菜冷凍食品にあつては、原材料及び添加物の重量に占める割合が高い野菜上位3位までのもの、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ、かつお削りぶしにあつてはかつおのふし。)

新基準

現行基準に加え、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であって、当該一般用加工食品の対象原材料となるものに表示義務。

具体的には、現行制度で表示義務のあった業務用生鮮食品に、一般用加工食品の重量割合上位1位となる業務用生鮮食品を追加。

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑪(経過措置期間)

経過措置期間[基準附則第1条]

- 経過措置期間は、食品表示基準の経過措置期間と同様、平成32年3月末。

その他

原料原産地表示制度(現行制度)

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)抜粋

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品

(横断的義務表示)

第三条

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

別表第十五に掲げる加工食品 (輸入品を除く。 以下「対象加工食品」という。)	原料原産地名	1 別表第十五の1から22までに掲げるものにあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。 一 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。 イ 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名 ロ 畜産物にあつては、主たる飼養地(最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。)が属する都道府県名その他一般に知られている地名 ハ 水産物にあつては、生産(採取及び採捕を含む。以下同じ。)した水域の名称(以下「水域名」という。)、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場(最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。)が属する都道府県名その他一般に知られている地名 ニ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。 三 一に定める原産地が二以上ある場合にあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 四 一に定める原産地が三以上ある場合にあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。 五 原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地を一から四までの規定により表示することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をしなければならない。 2 別表第十五の23に掲げる農産物漬物にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。 一 農産物漬物の原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位(内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地名は、原材料に占める重量の割合の高い原産地の順に、次に定めるところにより表示する。当該原材料以外の漬けた原材料の原産地名についても、同様に表示することができる。 イ 農産物 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。 ロ 水産物 (イ) 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。 (ロ) 輸入品にあつては、(イ)の規定にかかわらず、原産国名に水域名を併記することができる。 二 原産地が一のみである場合及び原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位(内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる。 三 原産地を二以上表示する場合には、次に定めるところにより表示することができる。 イ 原産地名及び原材料の名称(二の規定により原材料の表示を省略する場合にあつては、原産地名)の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地を表示する場合を除く。 ロ 原材料の表示が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって表示し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の表示を省略する。
--	--------	--

消費者委員会「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」(平成23年7月6日)(抄)

- 消費者委員会食品表示部会において、「原料原産地表示の拡大をより進めるためには、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や候補品目の選定方法等について改めて議論する必要があるのでは」との多数の意見があったことから、平成23年1月から同部会に調査会が設置され、同年7月までに6回開催し議論。
- 平成23年7月6日、「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」を取りまとめ。

原料原産地表示に対する基本的な考え方の整理

JAS法は、品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の商品選択に資することを目的とする法律であることから、本調査会では、同法の目的の範囲内で原料原産地表示を拡大する方策について取りまとめるとともに、消費者庁で進められている食品表示の一元的な法体系のあり方の議論の一環として、原料原産地表示の意義を含め、その議論に資する課題を提起する。

新たな表示方法の実効性について

4. 新たな表示方法の実効性について

食品の表示に関する共同会議では、加工食品の原料原産地表示を拡大するためには、新たな表示方法を導入する必要があるのではないかとこの観点から、①切り替え産地を列挙する可能性表示、②「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示、③輸入中間加工品の原産地表示の方法の導入の案が挙げられた。

本調査会では、共同会議における検討経緯を踏まえ、さらにこれらの表示方法の導入の是非について検討を行ったところ、①については、表示と原材料の内容が一致しないので、表示する意義が小さいという意見、原材料の季節変動に対応した柔軟な表示方法をさらに工夫すべきという意見、②については、大まかではあるが原材料の内容を伝える表示となっており、導入によって表示可能な品目の増加が期待できるという意見、消費者にとって適切な情報を提供することになるのか疑問であるという意見、国産品の消費拡大につながるという意見、逆に輸入品を排斥することになりかねないという意見、③については、これも必要とする意見と、消費者が本当に知りたい情報なのか疑問であるという意見があった。

消費者庁においては、これらの意見を踏まえ、それぞれの表示方法に対する消費者の受け止め方や事業者の実行可能性などを調査した上で、さらに検討を進める必要がある。

「原料原産地表示拡大の進め方についての意見」(平成23年8月12日 消費者委員会)

消費者委員会は、平成23年8月、食品表示部会から「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」の提出を受けた。消費者委員会は、消費者庁がこの報告書の内容を踏まえ、必要な検討を進めることを求める。

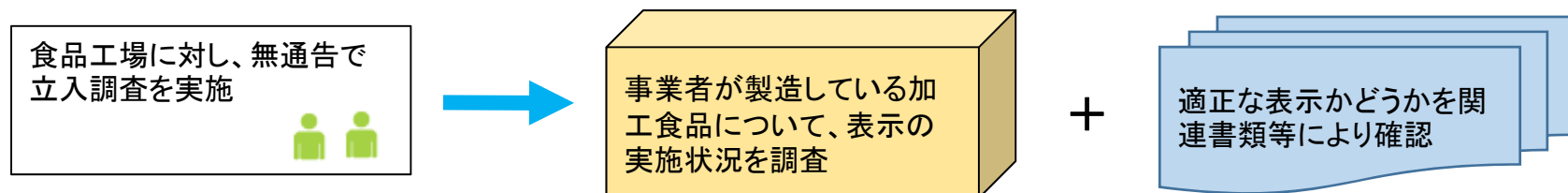
特に、「品質の差異」に着目するJAS法の制度下では、加工食品の原料原産地表示の拡大には限界があることから、現在、消費者庁で進めている食品表示の一元的な法体系のあり方の検討の一環として、食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであることを踏まえ、食品表示が何のためにあるのかといった根本的な意義について消費者・事業者等の意見を聞きつつ、幅広い議論を行い、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等を改めて設定されることを期待する。

監視体制

監視

- 現在でも、国（消費者庁、農林水産省）及び都道府県等が、事業者への巡回立入調査などを通じて原料原産地表示の確認を行い、表示の適正化について効果を上げている。
- 可能性表示が認められる条件、大括り表示が認められる条件及び大括り表示＋可能性表示が認められる条件については、それぞれ新たに食品表示基準に規定し、厳格に運用する。
- 国別の使用実績や使用計画など、新たな表示方法の根拠となる書類の保管については、新たに食品表示基準に規定し、明確化する。
- 新たな表示方法の根拠となる書類については、監視（立入検査時）を行う際、実際に確認する。
- 食品表示制度の適正な運用のため、引き続き、効果的かつ効率的な監視に努める。

【食品工場に対する巡回立入調査の例】



食品表示の監視体制について

調査(消費者庁・農林水産省)

[疑義案件の把握]

- ・小売店舗や食品工場に対する巡回調査
- ・疑義情報(食品表示110番等)
- ・市販品を買い上げ、科学的分析

不適正表示の疑義が生じれば

[疑義案件の解明]

- ・疑義商品の表示状況や流通状況等を把握
- ・仕入・販売伝票等の関連書類やデータを検査
- ・疑義商品やその原材料の流通に関わった事業者に対する調査を実施
- ・疑義商品やその原材料を特定するため、科学的分析を活用
- ・様々なデータを分析
- ・都道府県等と連携

不適正な表示が認められた場合、「指示及び指導並びに公表の指針」に基づき

軽微な場合

指導

指導以外

指示・公表等

是正の指示

業者名の公表 等
(消費者庁・農林水産省)

指示に従わなければ

命令

指示に従うよう 命令・公表
(消費者庁のみ)

命令に従わなければ

罰則

個人:1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
法人:1億円以下の罰金

罰則

個人:2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金
法人:1億円以下の罰金

直罰規定の適用

原産地の偽装
(原料原産地含む)
食品表示法第19条

※ 都道府県等においても、相談等の窓口を設置するとともに、都道府県域業者等に対する監視・取締りを実施。

指示等の実績について

食品表示法の食品表示基準^{※1}に係る指示及び命令件数

	国 ^{※2}		都道府県等		計	
	指示	命令	指示	命令	指示	命令
25年度	14	0	37	1	51	1
26年度	14	0	20	1	34	1
27年度	5	0	23	2	28	2

食品表示法の食品表示基準^{※1}に係る指導件数

	国 ^{※2}
25年度	440
26年度	404
27年度	308

※1 25年度及び26年度については、旧JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準と読み替える。

※2 25年度及び26年度においては、消費者庁及び農林水産省を、また27年度においては、消費者庁、国税庁及び農林水産省を指す。

【原料原産地に関する指示の事例】

○国による指示の例

- ・うなぎ加工品のうなぎについて、中国産を「国産」と表示（平成27年3月）
- ・乾燥たまねぎ粉末調製品のたまねぎについて、淡路産と中国産を混合したものに「淡路産」と表示（平成26年10月）
- ・豆腐製品の原料大豆について、アメリカ産と国産を混合したものに「国産」と表示（平成26年7月）

○都道府県による指示の例

- ・バターロールについて、外国産小麦を原料として群馬県内で製粉された小麦粉を使用したものに「小麦粉(北海道産)」と表示（平成28年3月）
- ・わかめ加工品のわかめについて、外国産であるものに「鳴門水域産」と表示（平成27年11月）

普及・啓発

今般の原料原産地表示制度の見直しにより、「国別重量順表示」、「可能性表示」、「大括り表示」及び「製造地表示」により原料原産地表示された同一品目の商品が店頭に並ぶ可能性が想定される。新しい制度であるため、消費者を始めとする関係者への啓発活動が重要であり、政府は、関連する団体と連携して、パンフレット作成や説明会の実施などにより、積極的に啓発活動を行っていく。

（想定している具体的取組）

- パンフレット・リーフレットの作成
- 各種政府広報媒体を通じた制度見直しの趣旨の周知
- 消費者団体などの各種勉強会への講師派遣
- 都道府県等からの求めに応じた依頼講座
- 都道府県担当者の研修会等の開催
- 食品表示基準改正案のブロック説明会を実施（平成29年4月予定）
- 改正食品表示基準の全国説明会を実施（平成29年夏以降予定）

国際整合性関係

- コーデックス規格（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格）では、原料原産地表示に関する規定はないため、各国の裁量に委ねられている部分である。
なお、外国の産品を差別的に取り扱うなどの不公平な制度でない限り、原料原産地表示の義務付けは問題ないと考えられる。
- WTO協定に基づき、原料原産地表示制度について、WTO事務局を通じて他の加盟国に順次通報してきている。

【原料原産地表示関連におけるこれまでの通報状況一覧】

2001年 1 月24日：塩干魚類（あじ・さば）、塩蔵魚類（さば）、うなぎ加工品、乾燥わかめ、塩蔵わかめ
2001年 4 月12日：かつお削り節
2001年 5 月22日：農産物漬物
2002年 3 月25日：野菜冷凍食品
2004年 6 月18日：加工食品（20食品群）
2007年 5 月29日：緑茶飲料、あげ落花生
2010年12月 9 日：黒糖、黒糖加工品、こんぶ巻

※ なお、韓国及びオーストラリアの原産地表示制度について、WTO協定上、特段問題とされていない。

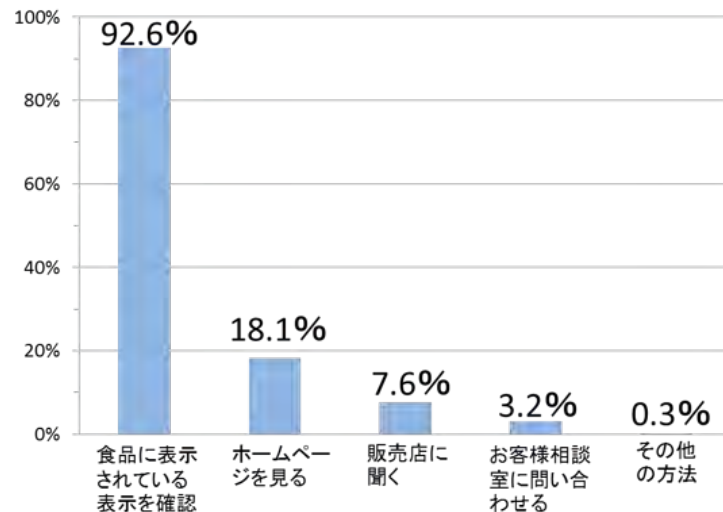
インターネットによる表示について

インターネットによる表示方法について

- 消費者調査では、産地情報を入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が約93%と最も多く、次いで、「ホームページを見る」が約18%となっていることから、消費者は産地情報の入手に当たって、容器包装の表示を参考としている場合が圧倒的に多い[下表参照]。また、特に高齢者などの中にはインターネットリテラシーが十分でない方もいることから、義務表示は容器包装への表示により行うことが適当である。

なお、義務表示は容器包装への表示により行うものとするが、補足的にインターネットなどにより詳細な情報提供を行うため、事業者は自主的かつ積極的な情報提供に努めることが適当である。

産地情報を入手する手段として、どのような方法をとりますか。(複数選択可)



第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

※ 平成28年3月、一般消費者3,000人を対象としたWebアンケート調査を実施。

※ 産地情報を入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が92.6%で最も多く、次いで「ホームページを見る」が18.1%、「販売店に聞く」が7.6%、「お客様相談室に問い合わせる」が3.2%となった。(n=2,777)

(インターネットによる情報提供のイメージ)

名	称	ポークソーセージ(ウインナー)
原	材	豚肉(輸入又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

※ 主要な原料の詳細については、〇〇ホームページ、お客様相談室にお問合ください。

産地の誤認防止

平成16年9月14日に当時の加工食品品質表示規準を改正し、産地を強調した任意表示について、誤認防止のための基準を策定。(現行の食品表示基準でも同様の規定を置いている。)

具体的には、当該表示が加工地を示すのか原材料の産地を示すのかが不明確な表示を禁止。

(食品表示基準Q&A(平成27年3月)の原料原産地表示の表示方法－6)

例: 沼津で加工したあじの開き(原料原産地表示義務対象品目)

〈商品表面〉

沼津産
あじの開き

〈一括表示欄〉

名称	あじの開き
原材料名	真あじ(A国産)、食塩
内容量	1尾
消費期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	××株式会社
	××県××市××町××

改善

〈改善表示例〉

(1) 加工地、原料原産地を明記

あじの開き
加工地: 沼津
 原料原産地: A国

(2) 沼津は加工地である旨を明記

あじの開き
(沼津加工)

(3) 産地名に関する強調表示を行わない

あじの開き

例: A県で加工したあゆの塩焼き(原料原産地表示義務対象品目ではない)

〈商品表面〉

A県産
あゆの塩焼き

〈一括表示欄〉

名称	あゆの塩焼き
原材料名	あゆ、食塩
内容量	1尾
消費期限	平成××年××月××日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	××株式会社
	××県××市××町××

改善

〈改善表示例〉

(1) A県は加工地である旨を明記

A県加工
あゆの塩焼き

(2) 産地名に関する強調表示を行わない

あゆの塩焼き

(参考) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号) 抜粋

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～五 (略)

六 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語

豆腐・納豆の原料大豆原産地に関するガイドライン(概要)

消費者の商品選択に資するため、平成18年6月、「豆腐・納豆の原料大豆原産地」に関するガイドラインを制定。

豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドラインの概要

1. ガイドラインの位置付け

○消費者の商品選択に資するため、豆腐・納豆の製造業者等が自主的に原産地の表示を行うための指針

2. 対象品目

豆腐:容器に入れ又は包装された「もめん豆腐」「きぬごし豆腐」「充填豆腐」

納豆:容器に入れ又は包装された納豆

3. 原産地表示を行う原材料

大豆

4. 原産地の名称

○国産大豆使用の場合は「国産」又は「日本」と、外国産大豆使用の場合は「原産国名」を記載

○国産大豆は、都道府県名及び一般に知られている地名等の記載も可能

5. 複数の国の原材料を使用している場合の表示

○重量割合の多い順に原産国を表示

○このほか、3か国以上の原材料を使用している場合、重量割合で3か国目以降を「その他」として表示が可能、等

6. その他表示方法

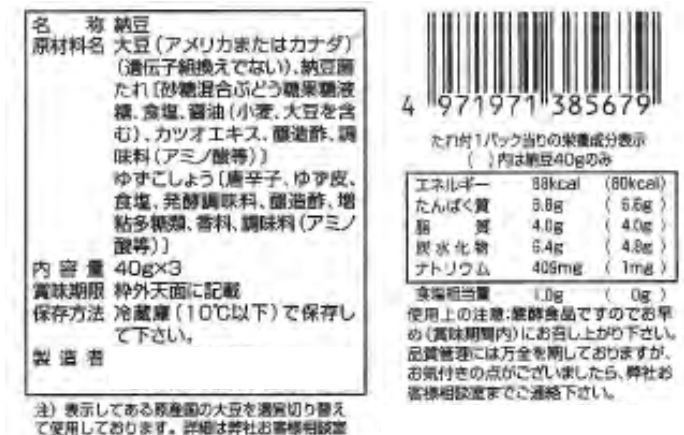
○重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えて使用する場合は、その大豆が同一農業地域(アメリカ、カナダの北米地域等)内で生産される場合に限定して、「アメリカまたはカナダ」等の記載が可能。

○商品パッケージに国産大豆、〇〇県産大豆及び契約栽培大豆を使用している旨を強調する場合は、その原材料のみを使用している場合に限ることとし、かつ「100%」の表示をその表示の近接した箇所等に記載。

豆腐の表示



納豆の表示



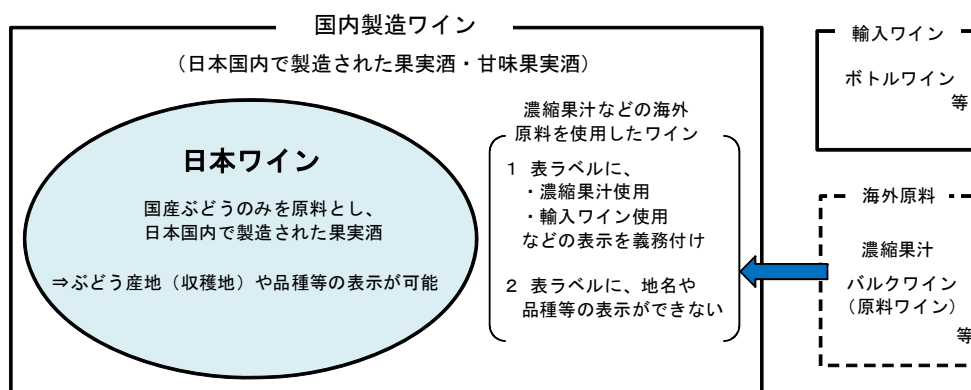
果実酒等の製法品質表示基準(概要)(平成27年10月30日国税庁告示第18号)

表示基準の概要

(1) 表示基準制定の目的

従来から、一般的に「国産ワイン」と呼ばれていたものには、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものも混在し、「日本ワイン」とそれ以外のワインの違いがラベル表示だけでは分かりにくいという問題が存在。そのため、消費者の方が適切に商品選択を行えるよう、表示を分かりやすくすることなどを目的として、表示基準を制定。

(2) 日本ワイン・国内製造ワイン・輸入ワインの区分



- ①「日本ワイン」 : 国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒。
- ②「国内製造ワイン」 : 日本ワインを含む、日本国内で製造された果実酒及び甘味果実酒。
- ③「輸入ワイン」 : 海外から輸入された果実酒及び甘味果実酒。

平成30年10月30日から適用。

<日本ワインの一括表示事項・表示例>

- 日本ワインの一括表示欄には「日本ワイン」と表示されるほか、原材料名及びその原産地名が表示されます

日本ワイン
品目 果実酒
原材料名 ぶどう(日本産) ※
/酸化防止剤(亜硫酸塩)
製造者 国税株式会社
東京都千代田区霞が関3-1-1
内容量 720ml
アルコール分 12%

※ 「日本産」に代えて地域名(「東京都産」等)を表示することもできます。

<日本ワイン以外の国内製造ワインの一括表示事項・表示例>

- 国内製造ワインの一括表示欄には、原材料名及びその原産地名が表示されます。

品目 果実酒
原材料名 輸入ワイン(外国産)、
濃縮還元ぶどう果汁(外国産)、
ぶどう(日本産) ※1、※2
/酸化防止剤(亜硫酸塩)
製造者 国税株式会社
東京都千代田区霞が関3-1-1
内容量 720ml
アルコール分 12%

※1 原材料として使用した果実(ぶどう)、濃縮果汁(濃縮還元ぶどう果汁)、輸入ワインが使用量の多い順に表示されます。

※2 「日本産」に代えて地域名(「東京都産」等)、「外国産」に代えて原産国名を表示することもできます。

<輸入ワインの一括表示事項・表示例>

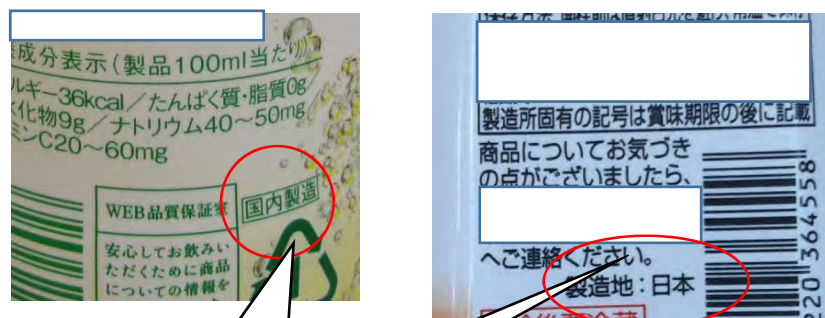
- 輸入ワインの一括表示欄には原産国名が表示されます。
(注) 輸入ワインの表ラベルに関する表示事項の規定はありません。

品目 果実酒
輸入者 国税株式会社
所在地・引取先 東京都千代田区霞が関3-1-1
内容量 750ml
アルコール分 12%
原産国名 ○○

景品表示法の実施細則(昭和48年公正取引委員会告示第34号)に基づく「国産」表示



単に国産と書いてある事例



国内製造と丁寧に書いてある事例

加工食品の原料原産地表示の拡大

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品
(ただし、現行同様、外食、いわゆるインストア加工等を除く。)

対象原材料：製品に占める重量割合上位1位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A国、B国)
(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

可能性表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)
(A国又は国産)
(A国又はB国又はその他)
と表示しても可

(過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記)

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示+可能性表示

例：(輸入又は国産)
と表示しても可
(過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記)

中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合

例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

表示方法のイメージ図

【原則】 国別重量順表示

(A国、B国)
(A国、B国、C国)

3か国目以上は、その他と記載できる
(A国、B国、その他)

・産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合、以下の例外により表示できる。

・2か国の場合

【例外1】

可能性表示
(A国又はB国)

※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

・3か国以上の場合

選択可

【例外1】 可能性表示

(A国又はB国又はC国)
(A国又はB国又は国産)

※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記
3か国目以上は、その他と記載できる
(A国又はB国又はその他)

【例外2】 大括り表示

(輸入)

国産と混合あり
(輸入、国産)

・輸入と国産の重量順が表示不可能

【例外3】

大括り表示+可能性表示

(輸入又は国産)

※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

【例外4】 対象原材料が中間加工原材料の場合

中間加工原材料の製造地表示 (A国製造) (国内製造)

※ 中間加工原材料の原料の産地まで遡って産地を表示することもできる。

※ 中間加工原材料の製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記例外1～3の考え方を準用する。